2018
8
NO.211

「税と暮らしを考える」広報誌

えどがわきた

「生きる」を創る。
Aflac
会員様ですとアフラックのがん保険・医療保険が団体割引保険料でお申込みいただけます。
0120-777-596
（一社）江戸川北青色申告会担当代理店
吉田保険サービス

発行：一般社団法人江戸川北青色申告会　〒132-0025　江戸川区松江 2-23-13　TEL03（3656）0621　FAX03（3656）1104

平成 30 年分 決算相談に向けてのお願い

①相談時間が 45 分間になります。

決算相談期のご予約は相談時間と人数に限りがあります。平成 30 年分は多くの会員の方々にご予約が行き届くように相談時間を 45 分間とさせていただきます。31 年 1 月 23 日（水）より 3 月 8 日（金）（以下、決算相談期）は、土曜営業日を除く完全予約制といたします。

②決算相談期の職員指名は行なえません。

決算相談期の予約を時間内にご案内させていただくために、職員の指名をなしといたしました。特定の職員への相談がある場合には決算相談期前に相談をしていただき、スムーズに決算相談が終了するようにお願いいたします。

③通常期のご相談も予約をお願いしております。

相談日によっては、相談員の人数が少ない日がございます。待ち時間を少なくご案内させて頂くためにも、事前のご予約をお願いしております。決算相談期以外は当日予約もお電話で承れます。一度ご連絡をお願い致します。

今後のスケジュール

決算相談を 45 分間で終了するために
小まめなご相談を

職　員　の　指　名　は　行　な　え　ま　す

職員の指名は行なえません

8 月～ 9 月	10 月～ 12 月	11 月～ 12 月	12 月～ 1 月	1 月～ 3 月
青色専従者や従業員の 1 月～ 6 月源泉税手続はお済みですか？ 各種届出書類のご相談も承ります。 本年度より初めて記帳をされる方はこの時期にご相談ください。	仮決算相談がスタートします。決算相談に向けて確認を行いましょう。 10 月中に相談をおこないますと、決算相談期のご予約が早期に行えます。一年に一度のご相談ではなく仮決算の相談も行いましょう。	決算相談期の予約がはじまります。専用申込書での申込みとなります。 会計ソフトで記帳されている方は 12 月までに一度ご相談ください。繰越作業等の確認をさせていただきます。	青色専従者や従業員の年末調整の手続になります。納期限は 1 月 20 日までとなります。お早めにご相談ください。また、1 月より相談時間をすべて 30 分とさせていただきます。	決算相談となります。3 月 8 日までは完全予約となります。予約方法は 11 月号に記載されますのでご確認ください。

平成 32 年分（2020 年分）
所得税確定申告から青色申告特別控除・基礎控除額が変わります。

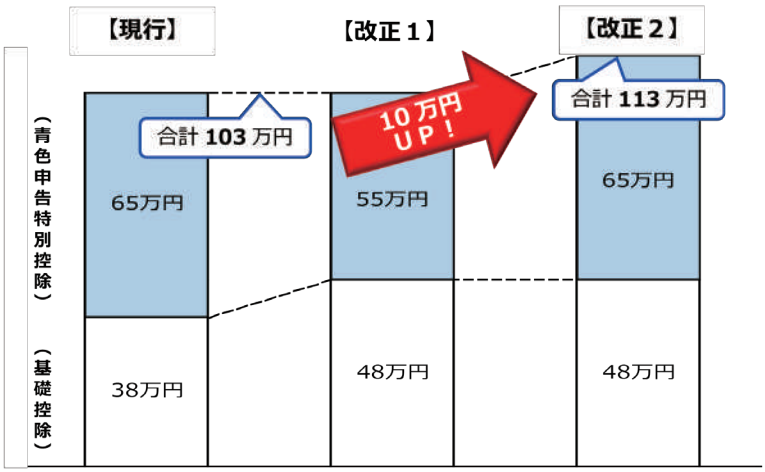

○ 10 万円の青色申告特別控除の改正はありませんので、これまでと同様となります。

◆改正１ **個人の方の所得税について**

・青色申告特別控除額が変わります！
（現行 65 万円⇒改正後 55 万円）

・基礎控除額が変わります！
（現行 38 万円⇒改正後 48 万円）

◆改正２

「（改正後）55 万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて

・e-Tax による申告（電子申告）又は電子帳簿保存を行うと、引き続き 65 万円の青色申告特別控除が受けられます！

青色申告会事務局にてパンフレットを配布しております。詳しくは事務局までお尋ねください。

※国税庁　青色申告特別控除額・基礎控除額が変わりますより抜粋

女性部

勉強会

6 月 14 日 (木) 事務局 3 階に於いて、ミニ講演会と手芸教室を開催しました。心配していた雨も降ることなく、21 名の方に参加して頂き、江戸川北税務署 堀谷修副署長をお迎えして『不肖「ほりや」による多数の失敗談』というテーマで講演して頂きました。

時折笑い声が上がる程の楽しい講演でした。その後、手芸教室で「ジャバラカードケース」を作成しましたが、参加者は出来上がりにとても満足されたようで、ミニ講演会・手芸教室とも、とても和やかで良い時間を過ごすことが出来ました。

指導委員会

勉強会

6 月 26 日 (火）に事務局 3 階に於いて、江戸川北税務署田中上席を講師に青色コーナーに出向される役員の方を対象とした指導委員会勉強会が開催され、多数の方にご参加いただきました。

初めに青色コーナーに来所された方の流れをわかりやすく説明していただきました。
また、青色コーナーの役割とみえた方に分かりやすい説明の仕方を例をあげてお話しいただき、参加された皆様もよく理解していただき盛況のうちに終了となりました。

マイナンバーカードの取得を!!

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない方は

青色申告会へマイナンバー通知ハガキ（右下）をお持ち頂ければ、申請手続きができます。
　ぜひご利用ください。
マイナンバーカードを受け取る際には暗証番号を２つ設定します。電子申告する際にこの暗証番号が必要となりますので、お忘れにならないようご注意下さい。

書類持参のお願い!

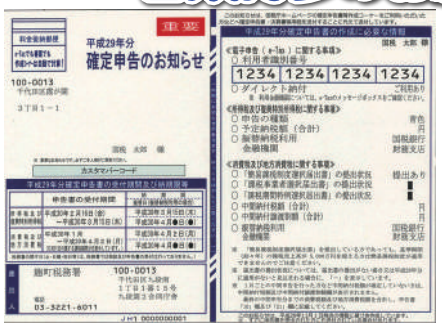

確定申告の時期になりますと、税務署よりハガキまたは封書にて「確定申告のお知らせ」が送付されます。お手元に届きましたら、ご持参頂きます様、お願い致します。

◀「確定申告のお知らせ」ハガキ見本

専門家による
無料相談会のお知らせ

ご予約ください
TEL 03-3656-0621

税理士相談会

東京税理士会江戸川北支部の税理士先生と個別に税に関する相談が行えます。

相談日

8月1日（水）
9月5日（水）
10月3日（水）
11月7日（水）

予約時間

① 10：00　④ 14：00
② 11：00　⑤ 15：00
③ 13：00　⑥ 16：00

司法書士融資相談会

司法書士先生と東京商工会議所融資担当者と個別に相談が行えます。

相談日

8月14日（火）
9月11日（火）
10月9日（火）
11月6日（火）

予約時間

① 10時台　④ 14時台
② 11時台　⑤ 15時台
③ 13時台

相談時間は30分毎となります。

暑中お見舞い申し上げます

会　長　小原　忠一
副会長　加藤　繁男
副会長　加藤三千夫
副会長　佐川　信夫
副会長　松丸　廣
理事・役員一同

ー都税についてのお知らせー

８月は個人事業税第１期分の納期です

個人事業税の納税通知書は、平成３０年８月１日（水）に発送します。

＜納期限＞平成３０年８月３１日（金）

＜ご利用になれる納付方法＞

①金融機関※1・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口　②口座振替※2　③コンビニエンスストア※3

＜利用可能なコンビニエンスストア＞
くらしハウス　コミュニティ・ストア　サークルK　サンクス　スリーエイト　生活彩家
セブン-イレブン　デイリーヤマザキ　ニューヤマザキデイリーストア　ファミリーマート　ポプラ　ミニストップ
ヤマザキスペシャルパートナーショップ　ヤマザキデイリーストアー　ローソン　MMK 設置店（コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末及び金融機関内端末は除く。）

④金融機関※1・郵便局の　（ペイジー）対応のＡＴＭ、インターネットバンキング、モバイルバンキング※4

⑤パソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付
パソコンやスマートフォン等から都税クレジットカードお支払サイト（https://zei.metro.tokyo.lg.jp/）へアクセスし、お手続きください。

ご注意
・税額に応じた決済手数料がかかります。
・支払手続完了後の取消はできません。
・都税事務所や金融機関等の窓口では利用できません。
・税額 100 万円未満の納付書に限り納付できます。
・口座振替をご利用中の方は、クレジットカードでの納付はできません。
その他、都税クレジットカードお支払サイトの注意事項をご確認の上、ご利用ください。
詳細は、都税クレジットカード納付サポートセンター（03-6416-1325）へお問い合わせください。

※１　一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
※２　**口座振替申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課（03-3252-0955）へお問い合わせください。**
※３　納付書１枚あたりの合計金額が 30 万円までのものが納付できます。
※４　○（ペイジーマーク）の入っている都税の納付書に限ります。
○領収証書は発行されません。（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）
○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。
○システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。

省エネ設備を取得した方へ　～減免制度のお知らせ～

東京都では、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、個人事業税を減免しています。

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した個人事業者
対象設備	次の要件を全て満たすものが対象となります。 ① 特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ② 「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの 導入推奨機器の詳細については、環境局ホームページをご確認ください。 ※ 上記要件を満たした場合でも、**住宅用の建物（アパートやマンション等）に設置した設備、貸付の用に供する設備、中古設備及び都の助成を受けた設備等は、減免対象になりません。**
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の２分の１を、取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税の税額から減免 ただし、減免を受ける年度の税額の２分の１が限度 ※ 減免しきれなかった額は、減免申請を行った翌年度の税額から減免可
申請期限	個人事業税の納期限までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 **平成２９年中に対象設備を取得し、かつ、事業の用に供した方は、平成３０年度個人事業税の納期限までに申請する必要があります。申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんので、ご注意ください。** ※第１期期限後、第２期納期限までに減免申請をした場合は、第2期納付分の２分の１が減免の上限額になります。

～ 主税局ホームページ（環境減税）をご確認ください ～
減免申請書等の各種様式やＱ＆Ａを掲載しています。

主税局　環境減税　検索

【お問い合わせ先】
● 個人事業税/省エネ促進税制に関すること　　納税通知書に記載されている都税事務所の個人事業税班
● 地球温暖化対策報告書制度/導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）　03-5990-5091

事務局カレンダー

8月1日	税理士無料相談会
8月14日	司法書士相談会
8月24日	新規入会者説明会
9月 5日	税理士無料相談会
9月9日～10日	会員旅行
9月11日	司法書士相談会

移転先を探しています。

平成 30 年度、江戸川北青色申告会館は会員の皆様が利用しやすい場所への移転を検討しております。江戸川北税務署管轄内で駅より徒歩 10 分圏内、50 坪程度の土地を探しております。相続や事業計画の際に、土地の譲渡を検討される場合には、一度当会へご相談ください。